

所得税・市(都)民税の申告



青梅税務署では、所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税の申告書作成会場を開設します。

青梅税務署での所得税等の申告書作成会場開設期間

▽日時 2月16日(金)～3月15日(金) (午前8時30分～午後4時 土曜・日曜日、祝日を除く)
※午前9時から相談を開始し、申告書の提出は午後5時まで可能です。

※2月25日(日)は、立川税務署で、相談・受付を行います。

▽場所 青梅税務署

※この期間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障がい者用車両などを除く)。JR青梅線河辺駅北口の「イオンスタイル河辺」の駐車場か、公共交通機関をご利用ください。

▽入場整理券が必要です

申告書作成会場での相談は、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加し、事前発行の申込みができます。

※入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
※申告書作成会場は非常に混みます。

合いますので、早期の申告や自宅での申告にご協力ください。

国税庁公式LINE



自宅でe-Tax

申告は確定申告書作成コーナーから



▽「自宅からのe-Tax」5つのメリット

- ① 税務署への書類が持参不要
- ② 印刷・郵送代が不要
- ③ 添付書類が不要(一部の書類は除く)
- ④ 24時間いつでも利用可能(確定申告期間のみ)
- ⑤ 還付申告の場合は、3週間程度で還付(書面提出は1か月半程度かかります)

確定申告書作成コーナー



▽税務署職員によるスマホ申告講習会

自身の申告の内容に応じて、スマートフォンでの申告をサポートします。

▽日時 1月23日(火) 午前9時30分～11時30分、午後2時～4時

▽場所 あきる野ルピア3階ルピアホール

▽定員 各回30人限定(申込み順)

▽申込み方法 電子申請で申し込んでください。

電子申請



所得税の確定申告が必要な方

▽給与所得者の場合

- 令和5年中の給与収入金額が20万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- 給与の支払いを2か所以上から受けている方
- 年末調整をされなかった方

▽事業所得、不動産所得者などの場合

- 1年間の合計所得金額が所得控除額の合計を超える方
- ▽その他 確定申告により所得税が還付となる場合
- マイホームをローンなどで取得した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害などで損害を受けた場合など

※詳しくは、国税庁ホームページなどで確認してください。

申告書の提出・納税の期限

▽令和5年分の所得税・復興特別所得税の確定申告書 2月16日(金)～3月15日(金)

※還付申告は、2月15日(木)以前でも提出できます。

▽令和5年分の贈与税の申告書 2月1日(木)～3月15日(金)

▽令和5年分の個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告書 4月1日(月)まで

申告書の郵送などの受付

3月15日(金)(消印有効)までに確定申告書と必要書類を同封し、郵送か信書便で提出できます。

▽郵送先 青梅税務署(〒198-8185 30 青梅市東青梅4-13-4)

※收受日付印のある控えが必要な方は、記入した申告書の控えと返信用封筒(宛名を明記し、切手貼付)を同封してください。

「医療費控除の明細書」の添付が必要です



医療費控除を受けるには、「医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書などの提出は不要ですが、税務署から提示・提出を求められる場合があります。そのため、5年間の保管が必要です)。

医療保険者から交付を受けた医療費通知「健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などを添付した場合「医療費控除の明細書」の記入を省略することができま。

※医療費通知に、自己負担額が記載されていない場合など、確定申告に使用できないことがありますので、詳しくは健康保険組合等にご確認ください。

マイナンバー(個人番号)の記載も必要です



所得税、復興所得税などの申告書には、税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

▽問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル「80120・95・0178(無料)」

にせ税理士・にせ税理士法人にご確認ください

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をする場合は、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

青梅税務署主催 税理士による無料申告相談(事前予約制)

▽期日・場所 2月1日(木)・2日(金)：五日市出張所2階会議室

● 2月6日(火)～8日(木)：あきる野ルピア3階ルピアホール

※オンライン専用ダイヤル「03・6745・6346」で事前の申込みが必要です。

▽申込み方法 2次元コードから申し込んでください。

オンライン予約



市が実施する 申告・相談受付

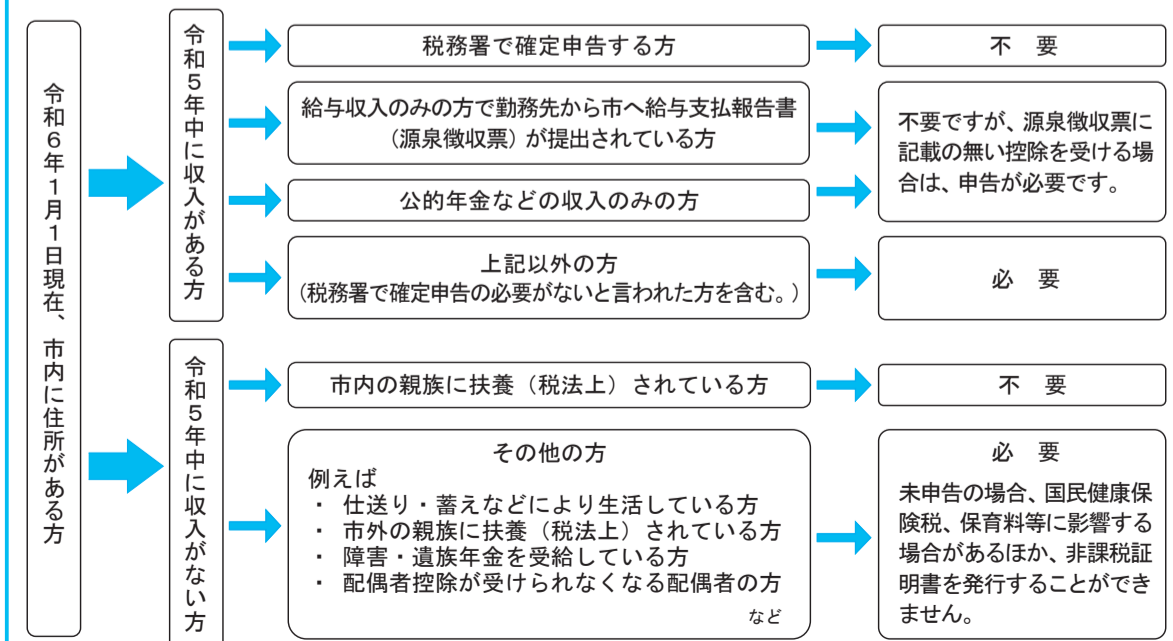


市では、市(都)民税の申告受付けとともに、e-Taxでの申告を行うことができない方を対象として、簡易な所得税等の確定申告書作成支援と申告受けを行います。

公的年金等が400万円以下の方に限り(その他の所得が20万円以下に限る)

原則、申告は不要ですが、年金の源泉徴収票に記載されていない控除(社会保険料、生命保険料、医療費等の控除、扶養親族の追加など)がある方は、市・都民税の申告により、税額が下がる場合があります。 ※所得税の還付が発生する場合は、確定申告が必要となります。

市(都)民税の申告が必要な方



5面へ続く